

中国における創造性判断
～先行審決を考慮した創造性判断～
中国特許判例紹介(137)

2026年5月8日

執筆者 河野特許事務所
所長弁理士 河野 英仁

1. 概要

中国では創造性（日本の進歩性に相当）に関し、以下の通り規定している。

創造性とは、公知技術に比べて、その発明が格別の実質的特徴及び顕著な進歩を有し、その実用新型が実質的特徴及び進歩を有することをいう（専利法第22条第2項）。

無効審判においては創造性を理由とする争いが多く、本事件における特許に対しても複数回無効審判が請求され、複数回創造性ありと判断されていたが、本事件では審判部及び北京知識産権法院共に創造性なしと判断した。

最高人民法院は、実現しようとする目的は先行技術と同一であるものの、具体的な実現手段が相違し、また既に下された過去の審決における判断基準との一貫性をも欠くことから、創造性なしとした審判部の決定¹及び第一審判決²を取り消した³。

2. 背景

(1)特許の内容

「磁気反発型浮上装置」と称する本発明特許 CN100544183(183特許)は2006年3月17日に出願され、2009年9月23日に登録された。183特許の争点となった請求項1は以下のとおりである。

1.磁気反発型浮上装置において、

磁性ベース及び浮上体を含み、前記浮上体は単一の永磁性浮上体であり、動作状態で、その重力は、前記磁性ベース及び前記磁性浮上体との間に発生する磁気反発力によりバランスがとられており、それにより前記ベース上方の予め定められた基準位置に浮上し、前記磁性浮上体は、浮上時の下磁性端が単一磁性を有し、

前記ベースは、

環形永磁鉄及び/または環形に配列された複数の永磁鉄を備え、

基本的に水平に前記ベース内に設置され、その上環形表面の磁性と前記磁性浮上体の前記下磁性端の磁性は相反し、それにより前記磁性浮上体が前記基準位置に浮上す

¹ 国家知識産権局 決定第585240号

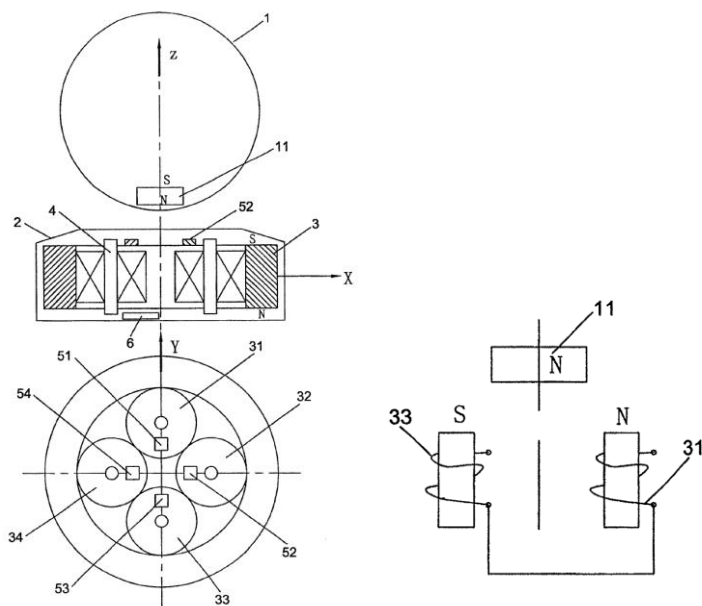
² 北京知識産権法院 2025年9月16日判決 (2025)京73行初13564号

³ 2026年2月24日最高人民法院判決 (2025)最高法知行終959号

ることができ、

浮上体水平運動制御装置を備え、

前記ベース内に設置され、前記ベース上方に浮上した前記磁性浮上体が水平方向に前記基準位置からずれた場合、前記磁性浮上体を前記基準位置に戻すよう制御する。



浮上体 1、ベース 2、永磁鉄 11、環形永磁鉄 3、鉄芯 4、コイル 31-34、磁性センサ 51-54、回路板 6、

(2) 訴訟の経緯

すでに多数の無効審判が請求され特許が維持されてきた 183 特許に対し、さらに 2 件の無効審判が 2024 年に請求された。審判部は 2 件の無効審判を併合して審理を行い、創造性欠如を理由に特許を無効とする決定を下した。北京知識産権法院も審判部の決定を維持する判決を下した。特許権者は判決を不服として最高人民法院に上訴した。

3. 最高人民法院での争点

争点：請求項 1 が創造性を有するか否か

4. 最高人民法院の判断

判断：請求項 1 は創造性を有する

(1) 創造性判断の法律基準について

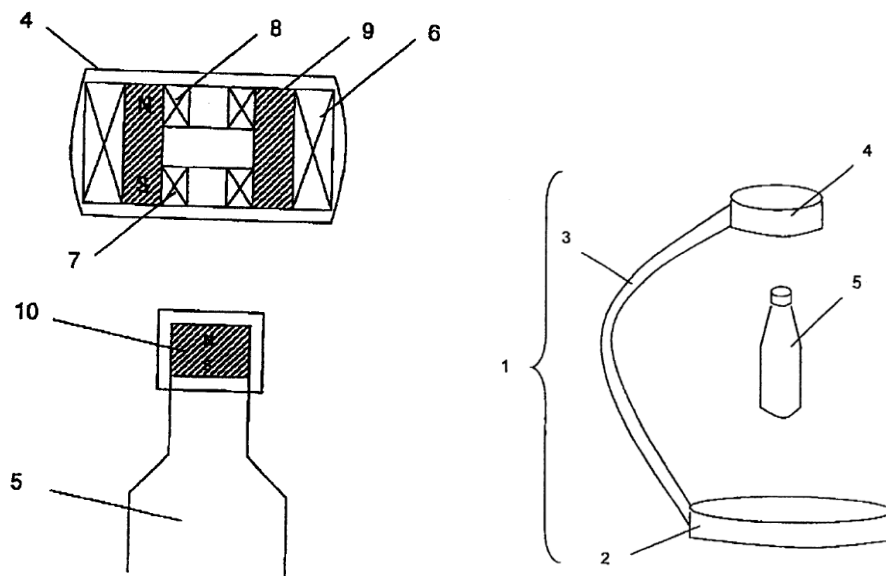
専利法により保護される技術方案は、解決すべき技術課題に対し採用される自然法則を利用した技術手段の集合である。創造性を判断する際、たとえ保護を求める技術方案と、最も近い現有技術とが、同一の自然法則または科学原理を由来としていたとしても、両者の具体的な実現方式に依然として実質的な差異があり、技術効果もまたそれぞれ長所を有する可能性がある。

創造性を判断する際、“原理同一”だけに依拠して、直接または簡単に特許技術方案が自明なものと推定することは避けなければならない。本特許と最も近い現有技術とが解決すべき技術課題、採用する技術手段、及び、実現する技術効果等の各方面における相違との関係を注意深く審査及び判断すべきである。たとえ両者が同一原理に基づくとしても、異なる技術課題を解決し、異なる具体的な技術手段を採用し、異なる技術効果を得ており、相違する技術特徴が、本領域において相応の技術課題を解決する慣用手段または公知常識に必ずしも該当せず、また現有技術により該技術課題を解決する技術が公開されているという証拠証明または十分な説明がない限り、軽々しく“容易想到”、“容易に得られる”等の理由により、特許技術方案の創造性を否定すべきではない。

(2)189 特許請求項 1 の創造性判断について

本特許請求項 1、及び、証拠 2-1 は共に環形永磁鉄の磁場分布特徴を利用しており、環形永磁鉄の環形表面エリアと、環形永磁鉄の中心外部特定エリアの磁性は相反し、かつ磁場強度は空間位置の変化に応じて変化する。しかしながら、両者は技術思想において具体的な実質的な相違が存在する。

本特許請求項 1 は“ベース環形永磁鉄+上方の単一浮上永磁体”構造を採用しており、環形永磁鉄の上環形表面を、浮上永磁体の下磁性端磁極に対し相反する特定設置とすることで、環形永磁鉄中心外部の特定エリアに発生する磁力を利用して、浮上永磁体をベース上方の予め定めた位置に浮上させ、同時に垂直方向の重力バランスとアンチフリップ効果を実現し、さらに水平制御装置を設置することにより、浮上永磁体が基準位置に安定して浮上し、かつ自由に回転することができる。



支持フレーム 1、台座 2、片持ち梁 3、ヘッドユニット 4、物体 5、電磁鉄 6、永磁鉄 9、磁場センサーコイル 7、8、第 2 永磁鉄 10

一方、上記図に示す証拠 2-1 は“上方環形永磁鉄+下方浮上体+追加電磁鉄”の構造を採用しており、上方環形永磁鉄の下環表面と、下方浮上体の上磁性端の磁性は相反し、理論上、環形永磁鉄の磁吸力と、浮上体の重力とが相等しい場合、浮上体は平衡に達するが、該特許明細書は明確に“この種の平衡点は、保持することはできないものであり”と記載しており、最終的に、電磁鉄の主動制御に依拠して安定を維持させる必要がある。該特許明細書は同時に以下の点を指摘している。円柱形の磁鉄とは異なり、環形永磁鉄は、中心孔エリアとその周囲にさらに相反力エリアがあり、浮上体がヘッドユニットに急速に引き寄せられた場合、負の磁気パッド効果を生み出す可能性がある。

それゆえ、証拠 2-1 は、環形永磁鉄が磁吸力及び磁気反発力特性を同時に有することを公開しているが、その全体の技術方案は、環形永磁鉄の磁吸力を電磁鉄と組み合わせ、制御可能かつ調整可能な磁吸式動的浮上を実現するものであり、その中心外部の特定エリアの磁気反発力は主に、緩衝として作用し、浮上体が衝突することを防止するものであり、該磁気反発力を利用して浮上体の重力バランスを実現するものではなく、かつ該技術方案は水平方向運動を制御する必要はない。

本特許と証拠 2-1 の相違点は、相対位置の簡単な調整だけに限らず、磁気浮上の実現方式、具体的な技術手段、及び達成する技術効果等の方面においてともに相違する。技術特徴の相違点に基づき、本特許請求項 1 が実際に解決すべき技術課題はその他の技術方案を提供することであり、浮上体が、垂直方向上での静的バランスを維持し、転倒に

抵抗することができ、かつ自由に水平方向への回転も可能となる。

証拠 2-2 は単に、環形永磁鉄の磁力線分布パターンを開示しているにすぎず、かつ具体的な適用方式を公開していない。証拠 2-3 が公開する水平サーボシステムは、その他の種の技術方案における磁気反発型浮上システムにおいて、水平方向上の偏移を修正するに過ぎない。

従って、現有技術は必ずしも以下の対応する技術啓示を示していない。すなわち垂直方向上の電磁制御を取り消し、かつ環形永磁鉄中心外部の特定磁気反発エリアを利用して浮上体重力のバランスをとり、さらに水平制御装置を設置して水平方向上の運動を制御することにより、同時に垂直方向上のバランスと転倒防止との効果を得ており、かつ浮上体の自由水平回転運動を可能としている。

(3) 先行決定との関係について

同一特許権に対し繰り返し無効宣告請求が提起されている状況では、審理過程においては先の決定における関連認定に対し、慎重に対応しなければならない。各無効宣告請求の審理手続は独立した法律手続であり、かつ後続手続で依拠する証拠と理由は、先の手続きと同一、実質的に同一であってはならず、各案において該案証拠と理由に依拠して独立して判断しなければならず、先決定の当然の制約を受けない。これは手続正当原則と各案審理原則の必然的な要求である。しかしながら、先決定は法律効力を有する行政公文であり、後続手続においてまた一定の法律意義を有する。

最高人民法院による専利権侵害紛争案件の審理における法律応用の若干問題に関する解釈(二)第6条は、特許審査経過は、請求項を解釈する根拠とすることができると、明確に規定している。

先決定中の請求項の解釈、特許権者の陳述等の内容に関する記載は、審査経過を構成する部分に属する。その次に、特許権無効宣告請求審査手続中に存在する裁量空間における関連争点、例えば“当業者”の認知レベルの設定、動機付けが存在するか否かの判断等に対しては、先決定においてこれらの問題に対し認定しており、絶対的な拘束力は有さないが、客観的な審理基準を示すことができ、特許権者及び社会公衆に合理的な予測を形成することとなる。

同一または類似の技術問題と法律争点について後続の審理を行う際に、先決定に対し実質的な相違が存在する認定を行う場合、十分に証拠を示し、さらに慎重に審理しなければならない、既にある裁量基準から離れることの正当性と必要性を全面的に慎重に評価

し、審理基準の統一を維持し、審理決定の結論の合法性、合理性、及び予見性を確保しなければならない。

第 25791、35316、568217 号等多くの先決定中の対比文献は既に環形永磁鉄の特殊磁場分布を公開しており、また磁気反発力または磁吸力を通じて、重力バランスを図り、磁気浮上を実現することができる等の基本原理を公開しているが、最終的には共に発明思想または具体的な技術方案等が異なることから、先決定は、本特許は対比文献と比較して創造性を有すると認定している。

本案において、本特許と証拠 2-1 の発明思想、技術原理に対する具体的な適用方式は共に相違し、かつ実質的な技術特徴の相違が存在する。このような状況下、被訴決定は以下の通り認定した。磁性設備の固定及び設置を容易にするために、証拠 2-2 が公開している環形永磁鉄の磁感線分布等の基本物理学原理の啓示の元、当業者は環形永磁鉄を下方に設置し、磁性浮上体を上方に設置し、技術特徴 1 の相違点を「容易に想到」することができる、当業者は、また“証拠 2-3 に公開された浮上体の水平運動制御装置をベース上に設置することも「容易に想到」できるため、技術特徴 2 の相違点も「容易に得る」ことができる。

これに対し最高人民法院は以下の通り判断した。被訴決定は、上述の創造性の認定基準に関し、多くの先決定の認定基準に対し明らかに一致しない。関連公知常識性の証拠のサポートがなく、また十分な説明がなく、かつ以前の審理基準と一致しない状況下、被訴決定が、本特許の核心となる発明思想の技術特徴相違点を“容易に想到”、“容易に得ることができる”ものに属すると認定している点は、説得力に欠ける。

5. 結論

最高人民法院は、具体的な実現手段が相違し、また既に下された過去の審決における判断基準との一貫性をも欠くことから、創造性なしとした審判部の決定及び第一審判決を取り消した。

6. コメント

本事件においては、容易想到性の判断にあたり、複数の先決定における審理内容も、審査経過(Prosecution History)を構成し、先決定でなされた判断基準に合致した判断がなされるべきと判示された。つまり先決定に対し実質的に異なる認定を行う場合、充分に証拠を示し、さらに慎重に審理しなければならない、既に下された判断基準から離れる

ことの正当性及び必要性を全面的に評価すべきとされた。

既に維持決定がなされた特許に対し、無効審判を請求する場合、過去の審決を十分に分析したうえで、新たな文献を準備するとともに先の決定での容易想到判断とは異なるアプローチを検討する必要があるといえる。

判決日 2026年2月24日

以上